

各務原特別支援学校跡地等利用計画（素案）に関する  
意見募集の実施結果について（案）

令和7年4月に新しい特別支援学校が開校することに伴い、現在の各務原特別支援学校は特別支援学校としての役割を終えることとなります。この特別支援学校の跡地等の利用方針を決定するため、各務原特別支援学校跡地等利用計画（素案）を作成し、意見募集を実施しました。

その結果、8名の方からご意見をいただきました。いただいたご意見と市教育委員会・市の考え方は以下のとおりです。

実施期間

令和5年10月2日（月曜日）～令和5年10月16日（月曜日）

意見の提出状況

提出者数 8名

いただいたご意見と市教育委員会・市の考え方

該当箇所	—
ご意見	
陸上競技場の建設	
市教育委員会・市の考え	
<p>各務原特別支援学校の校舎や体育館は、施設としては比較的新しく今後も利用可能であるため、引き続き市の貴重な財産として利用する方針です。また、これまで長年にわたり特別支援教育の場であった背景などを踏まえ、その跡地については、教育分野と障がい児者福祉分野を前提に利用方法を検討してまいりました。</p> <p>素案では、就労継続支援B型事業所「虹の家・友愛の家」および教育支援センターあすなろ教室の移転、教育機関の誘致を行う計画としており、陸上競技場を建設するだけの面積を確保することは困難な状況です。</p>	

該当箇所	—
ご意見	
<p>室内遊具を設置して子どもの遊べる場所にしてもらいたいです。最近暑さが厳しく外で遊ぶことが難しいです。体を動かす機会が減ると健康面が心配になるので、各務原にも無料の室内遊具があれば子供達も親も喜ぶと思います。よろしくお願いします。</p>	
市教育委員会・市の考え	
各務原特別支援学校の跡地利用につきましては、これまで長年にわたり特別支援教育	

の場であった背景などを踏まえ、教育分野と障がい児者福祉分野を前提に検討してまいりました。

素案では、就労継続支援 B 型事業所「虹の家・友愛の家」および教育支援センターあすなる教室の移転、教育機関の誘致を行う計画としています。室内遊具を設置した子どもの遊び場につきましては、教育分野、障がい児者福祉分野とは異なるため設置することは困難ですが、周辺エリアには、入場は有料ですが、屋内遊戯施設「遊び創造 labo」(KAKAMIGAHARA PARK BRIDGE (カカミガハラパークブリッジ) 内) がございますので、ご利用をご検討いただければと思います。

該当箇所	—
ご意見	
<p>【夜間のグラウンドの活用について】各務原市の公園や火が使える BBQ 場において、花火が禁じられており、花火が出来る場所がありません。家も隣接していることから、自宅前の道路などでも花火がしにくい状況です。子供に花火を経験させてあげるには、他の市にある花火が許されたエリアまで行かなければなりません、花火は夜にするものなので、移動時間を思うと現実的ではありません。</p> <p>つきましては、「学びの森の隣という素晴らしい立地」「グラウンドという周り建物と一定の距離がとれる」場所において、花火の使用が許可された環境(グラウンド)を整備いただきたいです。</p> <p>なお、以下制約を設けることで、節度ある利用が可能になると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①管理人を置き、利用手続きを必須とする。</li><li>②利用区画を整備し、その区画を利用した者が明確にわかるようにする。</li><li>③区画使用料を設ける(例:1,000 円、その代わりゴミは施設で捨てていけるとする)</li><li>④利用時間は 17:00~21:00 とする。</li><li>⑤ネズミ花火、打上花火などは禁止とする。</li></ul> <p>以上により、花火をしたい市民だけではなく団体企画のイベントにも活用でき、地域活性化に繋がると期待します。よろしく申し上げます。</p>	
市教育委員会・市の考え	
<p>各務原特別支援学校の跡地利用につきましては、これまで長年にわたり特別支援教育の場であった背景などを踏まえ、教育分野と障がい児者福祉分野を前提に検討してまいりました。</p> <p>素案では、就労継続支援 B 型事業所「虹の家・友愛の家」および教育支援センターあすなる教室の移転、教育機関の誘致を行う計画としています。花火の使用が許可された場所につきましては、教育分野、障がい児者福祉分野とは異なるため設置することは困難な状況です。</p>	

該当箇所	—
ご意見	
市民のガラクタ市、住まいでた不用品交換場所、リサイクル利用で市民のエコ生活、独居老人や高齢者の地域とのつながりもできる。	
市教育委員会・市の考え	
<p>各務原特別支援学校の跡地利用につきましては、これまで長年にわたり特別支援教育の場であった背景などを踏まえ、教育分野と障がい児者福祉分野を前提に検討してまいりました。</p> <p>素案では、就労継続支援 B 型事業所「虹の家・友愛の家」および教育支援センターあすなる教室の移転、教育機関の誘致を行う計画としています。不用品交換場所につきましては、教育分野、障がい児者福祉分野とは異なるため設置することは困難ですが、各務原市では、ご家庭で不用になった生活用品などの有効活用を手助けする取り組みとして、「家庭不用品交換銀行」を実施しています。</p>	

該当箇所	—
ご意見	
あすなる教室と就労支援施設を併設にすることで、どちらも中途半端になってしまわないか心配です。またせっかくあすなる教室を移転するなら、不登校特例校にしたらいのにと思います。	
市教育委員会・市の考え	
<p>就労継続支援 B 型事業所「虹の家・友愛の家」および教育支援センターあすなる教室の移転につきましては、現状の施設規模から考えますと、跡地へ移転することにより大きく環境が改善され、どちらも、これまでよりも充実した活動が期待できます。</p> <p>不登校特例校につきましては、現時点では計画はありませんが、市内の小中学校不登校児童生徒数は増加していますので、教育支援センターを充実させていく等、現在の取組を拡充する予定であります。</p>	

該当箇所	—
ご意見	
学校に通えない不登校の子達が自由に通えるフリースクール。ニュースで、不登校の子が過去最高と言っていた。各務原市として何か対策はあるか。	
市教育委員会・市の考え	
<p>教育委員会では、昨年度から全ての小学校に心の教室相談員を配置し、校内に教育相談・学習活動室を新たに設置しております。また、教育支援センターあすなる教室、さくらに加え、今年度から学びの部屋ココカラを設けて一人一人のニーズに応じた支援を実施しています。加えて、教育センターでは、児童生徒や保護者のあらゆる悩みに対す</p>	

る相談窓口を中心に、様々な支援を実施しております。  
 今後も、素案にもありますとおり、教育支援センターあすなろ教室を移転するなど、より一層の充実を図っていく計画です。

該当箇所	—
ご意見	
<p>障害のある方が地域の中で生活、活動できる場。障害のある生徒が卒業後働いたり、活動したりする場が市内に少ないため。特に医療的ケアを必要とする重症心身障害者が利用する生活介護事業所が限られていて、市外や県外の事業所を利用せざるを得ない現状があるため。</p>	
市教育委員会・市の考え	
<p>市では、障がいのある方の就労の場として、就労継続支援 B 型事業所「虹の家・友愛の家」を運営していますが、施設の老朽化やスペース不足の課題などがあり、特別支援学校跡地へ移転することで、利用者にとって現状よりも活動しやすい環境となることが期待されます。</p> <p>跡地の利用にあたっては、まずは現状の課題を解決するために「虹の家・友愛の家」を移転統合する計画としており、医療的ケアを必要とする重症心身障害者が利用する生活介護事業所を新設する計画はございませんが、受け入れができる事業所が少なく、その支援体制の整備については今後の課題であると認識しております。</p>	

該当箇所	—
ご意見	
<p>新しいプールを作って欲しいです。外のプールは老朽化が進んでおり、夏の間使えない事が多くがっかりしました。室内の 50 メートルプールも作ってほしいです。水泳を習っている子どもも多く、岐阜県内に室内の 50 メートルプールがないので、作ってほしいです。コパンやアクトスなどから大会に出る子どもも以前より増えていると思います。</p>	
市教育委員会・市の考え	
<p>各務原特別支援学校の校舎や体育館は、施設としては比較的新しく今後も利用可能であるため、引き続き市の貴重な財産として利用する方針です。また、これまで長年にわたり特別支援教育の場であった背景などを踏まえ、その跡地については、教育分野と障がい児者福祉分野を前提に利用方法を検討してまいりました。</p> <p>素案では、就労継続支援 B 型事業所「虹の家・友愛の家」および教育支援センターあすなろ教室の移転、教育機関の誘致を行う計画としており、プールを建設するだけの面積を確保することは困難な状況です。</p>	